２５　ＮＨＫ受信契約の合理化・簡素化に向けた提言

2025 年（令和７年）２月以降、地方自治体において、公用車に搭載されたテレビ受信機能付きカーナビゲーションシステムやワンセグ機能を持つ携帯電話について、「受信機能を有する」ことを理由に、日本放送協会（ＮＨＫ）に対して、過去に遡って受信料を支払う事例が発生している。

これらの混乱が生じた主な要因として、当該機器は公務の遂行を目的として配備されたものであり、テレビ放送の視聴を主目的として設置されたものではないことから、受信契約の締結が必要であるとの認識が十分に共有されていなかったこと、また、世帯契約と事業所契約とで取扱いが大きく異なることが挙げられる。

このような状況を踏まえ、受信契約が実態に即した、合理的で分かりやすいものとなるよう、下記のとおり提言する。

記

１　契約単位の在り方の見直し

現在、事業所の契約単位は、「設置場所（部屋）ごと」となっており、世帯契約（１世帯１契約）と取扱いが異なっている。そのため、施設（庁舎、公共施設等）ごとに１契約を基本とし、受信機設置台数（１～５０台、５１～１００台、１０１台以上）で区分を設けるなど、契約単位の在り方について、明確化・合理化・簡素化を図ること。

また、公用車等（公用船を含む。）の取扱いについては、世帯契約と同様に施設の一契約に含めること。

２　緊急車両等（警察車両・消防車両・消防艇・道路維持作業用自動車）の取扱い

緊急車両等は、公共の安全と秩序の維持、社会公共の福祉の増進を目的としており、犯罪捜査や消火活動、人命救助などの業務遂行に使用するものである。このため、上記１の公用車等について、世帯契約と同様に施設の一契約に含める取扱いがされない場合には、その使用目的に鑑み、少なくとも緊急車両等については受信料の免除対象とすること。